

○三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則

平成十二年三月三十一日三重県規則第三十号

**改正**

平成一三年三月二七日三重県規則第二八号  
平成一三年一〇月一九日三重県規則第八四号  
平成一四年三月二九日三重県規則第二七号  
平成一四年三月二九日三重県規則第三三号  
平成一五年二月一八日三重県規則第二号  
平成一五年三月二八日三重県規則第三四号  
平成一五年一二月二四日三重県規則第八七号  
平成一六年三月三十一日三重県規則第三二号  
平成一六年一二月二〇日三重県規則第七九号  
平成一七年三月二八日三重県規則第二九号  
平成一八年一月一〇日三重県規則第五号  
平成一八年三月二八日三重県規則第三一号  
平成一九年三月二〇日三重県規則第一四号  
平成一九年十一月三〇日三重県規則第六六号  
平成一九年一二月二六日三重県規則第七〇号  
平成二〇年三月二六日三重県規則第二〇号  
平成二〇年七月一日三重県規則第六四号  
平成二一年一二月二五日三重県規則第六八号  
平成二二年三月三〇日三重県規則第一六号  
平成二二年八月一七日三重県規則第四二号  
平成二四年三月二七日三重県規則第七号  
平成二四年六月二九日三重県規則第三八号  
平成二五年三月一五日三重県規則第一七号  
平成二五年六月二八日三重県規則第七五号  
平成二六年三月一八日三重県規則第七号  
平成二六年九月三〇日三重県規則第五七号  
平成二六年十一月二一日三重県規則第六五号

平成二七年三月二七日三重県規則第二五号

平成三〇年三月二二日三重県規則第二八号

令和元年一〇月二五日三重県規則第二五号

令和二年三月二四日三重県規則第二二号

令和三年三月二三日三重県規則第六三号

令和四年三月二二日三重県規則第一二号

令和五年三月二〇日三重県規則第一〇号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則をここに公布します。

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号。以下「特例条例」という。）に基づき、当該特例条例の定めるところにより市町村が処理することとされる事務のうち規則で定めるものの範囲について定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲)

**第二条** 別表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(特例条例別表第二の一の三の項の規則で定める緊急の必要がある場合等)

**第三条** 特例条例別表第二の一の三の項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 海外における親族等の病気、事故、天災等による死亡、危篤、入院等により、関係者が緊急に渡航しなければならない場合
- 二 業務上の理由等（観光目的のものを除く。）により、早急に渡航する必要がある場合
- 三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が旅券の発給を申請する場合

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 土地区画整理法施行に関する事務の一部を委任する規則（昭和四十二年三重県規則第五号）
- 二 市町村長に対する事務委任規則（昭和五十六年三重県規則第五号）

**附 則**（平成十三年三月二十七日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、別表に第四の二号の項を加える改正規定及び同表第十六号の項の改正規定については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）の施行の日〔平成十三年五月十八日〕から施行する。

**附 則**（平成十三年十月十九日三重県規則第八十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月二十九日三重県規則第二十七号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十四年三月二十九日三重県規則第三十三号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年二月十八日三重県規則第二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年三月二十八日三重県規則第三十四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十五年十二月二十四日三重県規則第八十七号）

この規則は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第一百五十三号）の施行の日〔平成十六年一月二十九日〕から施行する。

**附 則**（平成十六年三月三十一日三重県規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十六年十二月二十日三重県規則第七十九号）

この規則中別表に第十六号の二の項を加える改正規定は平成十七年一月一日から、別表第十九号の項の改正規定は同年二月七日から施行する。

**附 則**（平成十七年三月二十八日三重県規則第二十九号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十八年一月十日三重県規則第五号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十八年三月二十八日三重県規則第三十一号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成十九年三月二十日三重県規則第十四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中別表に第十六号の三の項を加える改正規定、別表第二十号の項及び第二十一号の項の改正規定並びに別表第二十三号の項ホの次にへを加える改正規定 平成十九年四月一日
- 二 第一条中第二条の次に一条を加える改正規定及び別表に第十号の二の項を加える改正規定 平成十九年十月一日
- 三 第二条の規定 平成十九年十一月三十日

**附 則**（平成十九年十一月三十日三重県規則第六十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成十九年十二月二十六日三重県規則第七十号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、別表第十九号の項の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。

**附 則**（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十号）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一号の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第十九号の項の改正規定 平成二十年七月一日

2 前項第二号に掲げる規定の施行の日の前日に現に三重県交通災害共済条例を廃止する条例（平成二十年三重県条例第二十五号。以下この項において「廃止条例」という。）による廃止前の三重県交通災害共済条例（昭和四十三年三重県条例第四十号）の規定により共済事業に加入している者及び廃止条例附則第三項の規定に基づき加入の申込みをした者に係る納付、給付その他の行為については、なお従前の例による。

**附 則**（平成二十年七月一日三重県規則第六十四号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十一年十二月二十五日三重県規則第六十八号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年三月三十日三重県規則第十六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十二年八月十七日三重県規則第四十二号）

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年三月二十七日三重県規則第七号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第五号の項の改正規定（同表第五号の項ニからチまでに係る部分に限る。）及び同表第十二号の五の項の改正規定は公布の日から、同表第十八号の項の改正規定は平成二十四年六月一日から施行する。

**附 則**（平成二十四年六月二十九日三重県規則第三十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十五年三月十五日三重県規則第十七号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二十五年六月二十八日三重県規則第七十五号）

この規則中別表第十二号の七の項の改正規定は平成二十五年九月一日から、同表第二十二号の二の項を削る改正規定は同年七月一日から施行する。

**附 則**（平成二十六年三月十八日三重県規則第七号）

この規則は、平成二十六年三月二十日から施行する。

**附 則**（平成二十六年九月三十日三重県規則第五十七号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

**附 則**（平成二十六年十一月二十一日三重県規則第六十五号）

この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、「別表第二の五の四の項ハ(ツ)」を「別表第二の五の四の項ロ(ツ)」に改める部分は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成二十七年三月二十七日三重県規則第二十五号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三十年三月二十二日三重県規則第二十八号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（令和元年十月二十五日三重県規則第二十五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第十五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和二年三月二十四日三重県規則第二十二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

**附 則**（令和三年三月二十三日三重県規則第六十三号）

この規則は、令和三年六月一日から施行する。ただし、別表第五号の項の改正規定は令和三年四月一日から、同表第十二号の四の項の改正規定は公布の日から施行する。

**附 則**（令和四年三月二十二日三重県規則第十二号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則**（令和五年三月二十日三重県規則第十号）

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。ただし、別表第十号の三の項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

**別表**（第二条関係）

<p>一 特例条例別表第一の一の二の項に規定する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付（ただし、各市にあっては、他の市町の区域にわたる場合に限る。）</p> <p>イ 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務施行規則（昭和三十九年三重県規則第三十号。以下この項において「規則」という。）第二条第一項の規定による優良宅地認定申請書</p> <p>ロ 規則第二条第二項の規定による優良住宅認定申請書</p> <p>ハ 規則第九条第一項の規定による優良宅地適合証明申請書</p> <p>ニ 規則第十条の規定による宅地造成工事廃止届出書</p> <p>ホ 規則第十一条の規定による地位の承継届出書</p> <p>ヘ 規則第十二条の二第一項の規定による優良宅地認定申請書（都市計画法の開発許可を受けた宅地の造成）</p>
<p>二 特例条例別表第一の三の項に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）及び同法の施行のための規則に基づく貸付に係る申請書、届書その他の書類の受理並びに通知書、納入通知書その他の書類の交付に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付又は名あて人への交付</p> <p>イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十三条第一項、第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項並びに第十四条（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による貸付決定通知書及び貸付不承認決定通知書</p> <p>ロ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和三十九年三重県規則第五号。以下この項において「規則」という。）第一条第一項の規定による母子福祉資金貸付申請書、父子</p>

福祉資金貸付申請書及び寡婦福祉資金貸付申請書、同条第四項の規定による継続貸付申請書並びに同条第五項の規定による母子福祉資金団体貸付申請書、父子福祉資金団体貸付申請書及び寡婦福祉資金団体貸付申請書

- ハ 規則第二条の規定による借用書
- ニ 規則第二条の二の規定による在学証明書等
- ホ 規則第三条の規定による氏名、住所等変更届
- ヘ 規則第三条の二第一項の規定による連帯保証人変更申請書
- ト 規則第三条の二第二項の規定による連帯保証人変更決定通知書及び連帯保証人変更不承認決定通知書
- チ 規則第四条第一項の規定による休学届及び復学届並びに同条第二項の規定による貸付金辞退申出書
- リ 規則第五条第一項の規定による貸付金増額申請書
- ヌ 規則第五条第二項の規定による貸付金増額決定通知書及び貸付金増額不承認決定通知書
- ル 規則第五条の二第一項の規定による貸付金減額申請書
- ヲ 規則第五条の二第二項の規定による貸付金減額決定通知書
- ワ 規則第六条第一項の規定による貸付金償還免除申請書
- カ 規則第六条第二項の規定による貸付金償還免除決定通知書及び貸付金償還免除不承認決定通知書
- ヨ 規則第七条第一項の規定による貸付金償還猶予申請書
- タ 規則第七条第二項の規定による貸付金償還猶予決定通知書及び貸付金償還猶予不承認決定通知書
- レ 規則第八条第一項の規定による違約金不徴収申請書
- ソ 規則第八条第二項の規定による違約金不徴収決定通知書及び違約金不徴収不承認決定通知書
- ツ 規則第九条第一項の規定による貸付金繰上償還申請書

	<p>ネ 規則第九条第二項の規定による貸付金繰上償還決定通知書</p> <p>ナ 規則第九条の二第一項の規定による貸付金償還計画変更申請書</p> <p>ラ 規則第九条の二第二項の規定による貸付金償還計画変更決定通知書及び貸付金償還計画変更不承認決定通知書</p> <p>ム 規則第十一条の規定による納入通知書</p> <p>ウ 規則第十一条の二の規定による口座振替の方法により納入又は払込みを行う者の内、口座振替が不能となった者の納入通知書</p>
三 削除	
四 削除	
<p>五 特例条例別表第一の八の項に規定する大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づくばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出等に係る届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付（ただし、四日市市にあっては、リ及びヌに掲げる事務に係るものを除く。）</p> <p>イ 大気汚染防止法（以下この項において「法」という。）第六条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出</p> <p>ロ 法第七条第一項の規定によるばい煙発生施設の設置の届出</p> <p>ハ 法第八条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の変更の届出</p> <p>ニ 法第十一条の規定による氏名の変更等の届出（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ホ 法第十二条第三項の規定による地位の承継の届出（第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。）</p> <p>ヘ 法第十七条の五第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出</p> <p>ト 法第十七条の六第一項の規定による揮発性有機化合物排</p>

	<p>出施設の設置の届出</p> <p>チ 法第十七条の七第一項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出</p> <p>リ 法第十八条第一項及び第三項の規定による一般粉じん発生施設の設置等の届出</p> <p>ヌ 法第十八条の二第一項の規定による一般粉じん発生施設の設置の届出</p> <p>ル 法第十八条の六第一項及び第三項の規定による特定粉じん発生施設の設置等の届出</p> <p>ヲ 法第十八条の七第一項の規定による特定粉じん発生施設の設置の届出</p> <p>ワ 法第十八条の二十八第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出</p> <p>カ 法第十八条の二十九第一項の規定による水銀排出施設の設置の届出</p> <p>コ 法第十八条の三十第一項の規定による水銀排出施設の構造等の変更の届出</p>
六 特例条例別表第一の九の項に規定する特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）に基づく公害防止統括者等の選任等に係る届書の受理に関する事務で規則で定めるもの	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第三条第三項の規定による公害防止統括者の選任等の届出（第四条第三項において準用する公害防止管理者、第五条第三項において準用する公害防止主任管理者並びに第六条第二項において準用する公害防止管理者及び公害防止主任者の代理者に係る場合を含む。）の受理及び知事への送付</p>
七 特例条例別表第一の十の項に規定するダイオキシン類特別措置法（平成十一年法律第五号）に基づく特定施設の設置等に係る届書の受理に関する事務で別	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ ダイオキシン類対策特別措置法（以下この項において「法」という。）第十二条第一項の規定による特定施設の設置の届出</p> <p>ロ 法第十三条第一項及び第二項の規定による特定施設の設</p>

<p>に規則で定めるもの</p>	<p>置の届出</p> <p>ハ 法第十四条第一項の規定による特定施設の構造等の変更の届出</p> <p>ニ 法第十八条の規定による氏名の変更等の届出</p> <p>ホ 法第十九条第三項の規定による地位の承継の届出</p>
<p>八 特例条例別表第一の十一の項に規定する三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）の施行のための規則に基づく心身障害者扶養共済に係る申込書、請求書、届書その他の書類の受理並びに通知書、証書その他の書類の交付に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付又は名あて人への交付</p> <p>イ 三重県心身障害者扶養共済条例施行規則（昭和四十五年三重県規則第二十九号。以下この項において「規則」という。）第二条の規定による加入等申込書</p> <p>ロ 規則第二条の規定による加入証書及び口数追加証書（以下「加入等証書」という。）並びに加入及び口数追加決定に係る通知書</p> <p>ハ 規則第三条の規定による掛金の納付書</p> <p>ニ 規則第四条の規定による掛金減額（免除）申請書、掛金減額（免除）理由消滅届書及び課税状況届書</p> <p>ホ 規則第四条の規定による掛金の減額又は免除に係る通知書</p> <p>ヘ 規則第五条の規定による年金給付請求書</p> <p>ト 規則第五条の規定による年金給付決定に係る通知書及び年金証書</p> <p>チ 規則第六条の規定による加入等証書再交付申請書</p> <p>リ 規則第六条の規定による再交付する加入等証書及び年金証書</p> <p>ヌ 規則第七条の規定による弔慰金給付請求書</p> <p>ル 規則第七条の規定による弔慰金給付決定に係る通知書</p> <p>ヲ 規則第七条の二の規定による脱退一時金給付請求書</p> <p>ワ 規則第七条の二の規定による脱退一時金給付決定に係る通知書</p>

	<p>カ 規則第八条の規定による加入者等脱退（減少）届書</p> <p>ヨ 規則第九条の規定による住所（氏名）変更届書、死亡（重度障害）届書、年金管理者指定届書、年金管理者変更届書、年金支給停止事由発生（消滅）届書及び年金管理者辞退届書</p>
九 特例条例別表第一の十二の項	<p>療育手帳の交付に関し知事が別に定めるところによる療育に規定する知事が交付する療育手帳の交付及び再交付に係る申請書並びに住所、氏名及び保手帳の交付に係る申請書、届書</p> <p>護者の変更並びに療育手帳の返還に係る届の受理及び知事へその他の書類の受理及び療育手帳の送付並びに療育手帳の名あて人への交付</p> <p>帳の交付に関する事務で別に規則で定めるもの</p>
十 特例条例別表第一の十三の項	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県生活環境の保全に関する条例（以下この項において「条例」という。）第二十三条第一項の規定による指定施設の設置の届出</p> <p>ロ 条例第二十四条第一項の規定による指定施設の設置の届出</p> <p>ハ 条例第二十五条第一項及び第二項の規定による指定施設の変更等の届出</p> <p>ニ 条例第二十九条の規定による氏名の変更等の届出</p> <p>ホ 条例第三十条第三項の規定による地位の承継の届出</p> <p>ヘ 条例第四十四条第一項の規定による排出計画の届出</p> <p>ト 条例第四十八条第一項及び第二項の規定による建設作業の実施の届出</p> <p>チ 条例第五十六条第二項の規定による揚水設備の設置の許可の申請書（第五十九条第三項において準用する変更の許可又は届出に係る場合を含む。）</p> <p>リ 条例第五十八条第三項の規定による揚水設備の設置の届出</p>

	<p>ヌ 条例第六十二条第一項の規定による工事の完成の届出</p> <p>ル 条例第六十三条の規定による氏名の変更等の届出（第七十条において準用する届出揚水設備により地下水を採取する者に係る場合を含む。）</p> <p>ヲ 条例第六十四条第三項の規定による地位の承継の届出（第七十条において準用する届出揚水設備により地下水を採取する者に係る場合を含む。）</p> <p>ワ 条例第六十七条第一項の規定による届出揚水設備の設置の届出</p> <p>カ 条例第六十八条第一項の規定による届出揚水設備の届出</p> <p>コ 条例第六十九条第一項の規定による届出揚水設備に係る変更の届出</p> <p>タ 条例第七十二条の規定による揚水量の測定結果の報告</p> <p>レ 三重県生活環境の保全に関する条例施行規則（平成十三年三重県規則第三十九号）第四十五条の規定による排出計画の届出</p>
<p>十の二 特例条例別表第二の一の三の項イに規定する旅券法に基づく旅券の発給等に関する申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 旅券法（以下この項において「法」という。）第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請</p> <p>ロ 法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出</p> <p>ハ 法第十九条第五項の規定による返納すべき旅券</p> <p>ニ 旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号。以下この項において「省令」という。）第十一条第一項の規定による一般旅券受領証</p> <p>ホ 省令第十一条第二項の規定による交付時出頭免除願書</p> <p>ヘ 省令第十七条第一項の規定による紛失一般旅券等届出時出頭免除願書</p>
<p>十の三 特例条例別表第二の二の</p>	<p>三重県食品衛生規則（令和三年三重県規則第十三号。以下</p>

<p>五の項ヲに規定する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び三重県食品衛生法施行条例（令和二年三重県条例第五十三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 規則第三十条の二の規定によるふぐ処理者名簿登録消除申請書の受理及び知事への送付</p> <p>ロ 規則第三十二条の規定によるふぐ処理者試験受験申込書の受理及び知事への送付</p> <p>ハ 規則第三十四条の規定によるふぐ処理者免許申請書の受理及び知事への送付</p> <p>ニ 規則第三十六条の規定によるふぐ処理者免許証書換交付申請書の受理及び知事への送付</p> <p>ホ 規則第三十七条の規定によるふぐ処理者免許証再交付申請書の受理及び知事への送付</p> <p>ヘ 規則第三十八条の規定によるふぐ処理者免許証返納届の受理及び知事への送付</p>
<p>十一 特例条例別表第二の三の二の項ニに規定する化製場等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>化製場等に関する法律等施行細則（昭和三十五年三重県規則第七十八号）第八条の規定による停止又は廃止の届出の受理</p>
<p>十二 特例条例別表第二の四の項ホに規定する墓地、埋葬等に関する法律（昭和三十二年法律第四十八号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成元年三重県規則第二十六号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 規則第二条第一項第一号ただし書の規定による公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由がある旨の認定</p> <p>ロ 規則第二条第一項第三号ただし書の規定による土地の状況その他の事由によりやむを得ない旨の認定</p> <p>ハ 規則第二条第一項第四号イの規定による公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由がある</p>

	<p>旨の認定</p> <p>ニ 規則第七条第一項の規定による公衆衛生上支障がない旨の認定</p> <p>ホ 規則第十二条の規定による工事完了届の受理及び検査</p>
十二の二 特例条例別表第二の四の十一の項ウに規定する毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	毒物及び劇物取締法施行細則（昭和三十二年三重県規則第三十二号）第五条第一項の規定による毒物劇物取扱者試験受験申込書の受理及び知事への送付
十二の三 削除	
十二の四 特例条例別表第二の五の二の項カに規定する調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	調理師法施行細則（昭和三十四年三重県規則第三十九号）第三条第一項の規定による調理師試験受験申込書の受理及び知事への送付
十二の五 特例条例別表第二の五の四の項ロ（ル）に規定する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和四十七年三重県規則第十二号）第九条第一項の規定による登録販売者試験合格通知書再交付申請書の受理及び知事への送付
十二の六 特例条例別表第二の六の二の項リに規定する製菓衛生師法（昭和三十九年法律第五十五号）の施行に係る事務のうち	製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年三重県規則第五十号）第二条の規定による製菓衛生師試験受験申込書の受理及び知事への送付

規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	
十二の七 特例条例別表第二の六の三の項へに規定する動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの	<p>三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（昭和五十七年三重県規則第二十二号。以下この項において「規則」という。）に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 規則第六条第二項の規定による薬物入りえさの設置場所に係る事務のうち規則に基づく</p> <p>ロ 規則第十条第一項の規定による動物返還申請書の受理</p>
十三 特例条例別表第二の八の項に規定する砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行のための規則に基づく砂防指定地内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年三重県規則第二号。以下この項において「規則」という。）第五条第一項の規定による砂防指定地内行為許可申請書及び第六条第一項の規定による砂防設備占用許可申請書</p> <p>ロ 規則第八条第一項の規定による砂防指定地内行為等許可更新申請書</p> <p>ハ 規則第九条第一項の規定による砂防指定地内行為等変更許可申請書</p>
十四 特例条例別表第二の九の項に規定する地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）及び同法の施行のための規則に基づく地すべり防止区域内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県地すべり防止区域管理規則（平成十二年三重県規則第四十九号。以下この項において「規則」という。）第三条第一項の規定による地すべり防止区域内制限行為許可申請書</p> <p>ロ 規則第四条第三項の規定による地すべり防止区域内制限行為許可更新申請書</p> <p>ハ 規則第六条の規定による地すべり防止区域内制限行為変更許可申請書</p>
十五 特例条例別表第二の十の項に規定する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築	<p>建築基準法（以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令、建築基準法施行規則、三重県建築基準条例及び建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）</p>

<p>基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）、三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>の規定に基づき知事又は建築主事に提出することとされている申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）の受理並びに知事又は建築主事への送付（ただし、法第七条第一項（第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書及び法第七条の三第二項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。）</p>
<p>十五の二 特例条例別表第二の十六の項に規定する都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十四条及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付（ただし、津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。）</p> <p>イ 都市計画法（以下この項において「法」という。）第三十条第一項の規定による開発行為の許可の申請書</p> <p>ロ 法第三十四条第十三号の規定による土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者の届出</p> <p>ハ 法第三十五条の二第二項の規定による開発行為の変更許可の申請書</p> <p>ニ 法第三十五条の二第三項の規定による開発行為の変更の届出</p> <p>ホ 法第三十六条第一項の規定による開発行為に関する工事完了の届出</p> <p>ヘ 法第三十八条の規定による開発行為に関する工事廃止の届出</p> <p>ト 都市計画法施行規則（以下この項において「省令」という。）第三十四条第一項の規定による建築物の新築、改築</p>

	<p>若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書</p> <p>チ 都市計画法施行細則（昭和四十五年三重県規則第四十三号。以下この項において「規則」という。）第四条の規定による開発行為（変更）協議書</p> <p>リ 規則第七条の規定による工事着手届出書</p> <p>ヌ 規則第九条第一項の規定による工事施行状況報告書</p> <p>ル 規則第九条第二項の規定による災害発生報告書</p> <p>ヲ 規則第十条の規定による工事中止（再開）届出書</p> <p>ワ 規則第十二条の規定による建築等承認申請書</p> <p>カ 規則第十四条の規定による建築物の特例許可申請書</p> <p>コ 規則第十五条の規定による予定建築物等以外の建築等許可申請（協議）書</p> <p>タ 規則第十六条第二項の規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書</p> <p>レ 規則第十七条第一項の規定による地位承継届出書</p> <p>ソ 規則第十七条第二項の規定による地位承継承認申請書</p> <p>ツ 規則第二十条の規定による法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書（法第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条又は第四十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）</p>
<p>十五の三 特例条例別表第二の十七の項に規定する都市計画法施行規則（前項に掲げるものを除く。）及び同法の施行のための規則に基づく申請書、その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 都市計画法施行規則第三十九条第一項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築許可の申請</p> <p>ロ 都市計画法施行細則（昭和四十五年三重県規則第四十三号。以下この項において「規則」という。）第十九条第二項の規定による都市計画施設等の区域内における建築物の</p>

	<p>建築協議</p> <p>ハ 規則第二十条の規定による都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付申請書（同法第五十三条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）</p>
<p>十六 特例条例別表第二の十八の項に規定する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）及び同法の施行のための規則に基づく急傾斜地崩壊危険区域内における行為に係る申請書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年三重県規則第五十八号。以下この項において「規則」という。）第三条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書</p> <p>ロ 規則第四条第一項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書</p>
<p>十六の二 特例条例別表第二の十八の二の項に規定する景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく景観計画区域内における行為に係る届出書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 景観法（以下この項において「法」という。）第十六条第一項の規定による届出</p> <p>ロ 法第十六条第二項の規定による変更の届出</p>
<p>十六の三 特例条例別表第二の十九の項イに規定する浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）に基づく浄化槽の設置等の届出の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事務</p> <p>イ 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業として市町が設置し、又は管理する浄化槽 浄化槽法（以下この項において「法」という。）第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び特定行政庁への経由</p> <p>ロ イの浄化槽以外の浄化槽 法第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出の受理及び知事への送付</p>
<p>十七 特例条例別表第二の二十の</p>	<p>浄化槽法第五条第一項の規定による浄化槽の設置等の届出</p>

<p>項に規定する浄化槽法に基づく 浄化槽の設置等に係る届書の受 理に関する事務で別に規則で定 めるもの</p>	<p>の受理及び知事への送付</p>
<p>十八 特例条例別表第二の二十三 の項に規定する水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八 号)に基づく特定施設の設置等 に係る届書の受理に関する事務 で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 水質汚濁防止法(以下この項において「法」という。)第五条の規定による特定施設等の設置の届出</p> <p>ロ 法第六条の規定による特定施設等の設置並びに排出水の汚染状態及び量の届出</p> <p>ハ 法第七条の規定による特定施設等の構造等の変更の届出</p> <p>ニ 法第十条の規定による氏名の変更等の届出</p> <p>ホ 法第十一条第三項の規定による地位の承継の届出</p> <p>ヘ 法第十四条第三項の規定による測定手法の届出(測定手法を変更する場合を含む。)</p>
<p>十九 削除</p>	
<p>二十 特例条例別表第二の二十五 の項ヲに規定する三重県ユニバ ーサルデザインのみちづくり推 進条例(平成十一年三重県条例 第二号)の施行に係る事務のう ち規則に基づく事務で別に規則 で定めるもの</p>	<p>三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(平成十一年三重県規則第百十八号)第八条の規定により返還される適合証の受理</p>
<p>二十一 特例条例別表第二の二十 六の項に規定する三重県ユニバ ーサルデザインのまちづくり推 進条例及び同条例の施行のため の規則に基づく請求書、協議書、 届書及び通知書の受理に関する 事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(以下この項において「条例」という。)第十九条第一項の規定による適合証の交付の請求</p> <p>ロ 条例第二十一条第一項の規定による協議等</p> <p>ハ 条例第二十二条の規定による工事完了の届出</p> <p>ニ 条例第三十条第一項ただし書の規定による通知</p>

<p>二十一の二 特例条例別表第二の二十六の二の項りに規定する三重県小規模水道条例（昭和四十一年三重県条例第四十号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>三重県小規模水道条例施行規則（昭和四十一年三重県規則第四十七号）第四条の規定による小規模水道布設工事確認事項変更届の受理</p>
<p>二十二 削除</p>	
<p>二十三 特例条例別表第二の三十四の二の項に規定する三重県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十七年三重県条例第四十一号）及び同条例の施行のための規則に基づく宅地開発事業に係る協議書、申請書及び届書の受理に関する事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>次に掲げる書類の受理及び知事への送付</p> <p>イ 三重県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第九十号。以下この項において「規則」という。）第二条の規定による宅地開発事業設計（変更）協議書</p> <p>ロ 規則第三条及び第五条の規定による宅地開発事業設計（変更）確認申請書</p> <p>ハ 規則第四条の規定による工事着手届出書</p> <p>ニ 規則第六条第一項の規定による宅地開発事業変更届出書等</p> <p>ホ 規則第六条第二項の規定による宅地開発事業承継届出書</p> <p>ヘ 規則第七条第一項の規定による工事完了届出書</p> <p>ト 規則第八条の三の規定による建築承認申請書</p>